

令和7年第1回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 3 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 4 号	八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	2 1 頁
議案第 5 号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	2 3 頁
議案第 6 号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7 頁
議案第 7 号	八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 9 頁
議案第 8 号	八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 1 頁
議案第 9 号	八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	3 3 頁
議案第 10 号	令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）	3 5 頁
議案第 11 号	令和 6 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 5 頁

議案第12号	令和6年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	35頁
議案第13号	令和6年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	35頁
議案第14号	令和7年度八千代市一般会計予算	35頁
議案第15号	令和7年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	35頁
議案第16号	令和7年度八千代市介護保険事業特別会計予算	36頁
議案第17号	令和7年度八千代市墓地事業特別会計予算	36頁
議案第18号	令和7年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	36頁
議案第19号	令和7年度八千代市水道事業会計予算	36頁
議案第20号	令和7年度八千代市公共下水道事業会計予算	36頁
議案第21号	議決事件の一部変更について （八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）	37頁
議案第22号	議決事件の一部変更について （村上橋補修工事）	39頁
議案第23号	指定管理者の指定について （八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センター）	41頁
議案第24号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	43頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45頁
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	47頁

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(八千代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 2 9 年
八千代市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年八千代市条例第 1
5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改
める。

(八千代市公害防止条例の一部改正)

第 3 条 八千代市公害防止条例（昭和 4 7 年八千代市条例第 2 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 8 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正
)

第 4 条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和
4 9 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第4条並びに第5条第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市消防団条例の一部改正)

第5条 八千代市消防団条例(昭和53年八千代市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第6条 八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年八千代市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市政治倫理条例の一部改正)

第7条 八千代市政治倫理条例(平成15年八千代市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八千代市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第8条 八千代市個人情報保護法施行条例(令和4年八千代市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項に

において同じ。), 旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは, 当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と, 旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ, なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については, 無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と, 有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と, 拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は, 第2条の規定による改正後の八千代市一般職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)

(これらの規定を同条例第23条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は, 第4条の規定による改正後の八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例第5条第1項(第1号に係る部分に限る。), 第2項(第1号に係る部分に限る。)及

び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（八千代市政治倫理条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処する判決の宣告を受けた者は、第7条の規定による改正後の八千代市政治倫理条例第12条第1項の規定の適用については、拘禁刑に処する判決の宣告を受けた者とみなす。

第3章 その他

（経過措置の規則への委任）

第14条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例を改正したい。

議案第 2 号

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年八千代市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 2 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの部児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるものの項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 3 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 5 号の表建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に対する審査の部確認の申請に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「6, 0 0 0 円」を「1 0, 7 0 0 円」に、「1 1, 0 0 0 円」を「2 0, 6 0 0 円」に、「1 7, 0 0 0 円」を「3 4, 1 0 0 円」に、「5 0 0 平方メートル以内」を「3 0 0 平方メートル以内」に、「2 2, 0 0 0 円」を「4 3, 9 0 0 円」に、「5 0 0 平方メートルを」を「3 0 0 平方メートルを」に、「3 9, 0 0 0 円」を「7 0, 1 0 0 円」に、「5 5, 0 0 0 円」を「9 8, 4 0 0 円」に、「1 5 9, 0 0 0 円」を「2 7 3, 5 0 0 円」に、「2 7 3, 0 0 0 円」を「3 9 8, 9 0 0 円」に、「5 2 1, 0 0 0 円」を「7 7 5, 3 0 0 円」に改め、同項備考に次の 1 号を加える。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、第 4 5 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。

第2条第35号の表建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査の部建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）の項中「11,000円」を「23,500円」に、「6,000円」を「9,700円」に改め、同部確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の項中「6,000円」を「11,700円」に、「4,000円」を「7,800円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査の部中「10,000円」を「21,100円」に、「6,000円」を「9,700円」に改める。

第2条第36号の表建築基準法第7条第1項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）に関する完了検査の申請に対する検査の部完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「12,000円」を「22,000円」に、「15,000円」を「27,800円」に、「19,000円」を「37,200円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「26,000円」を「51,900円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「42,000円」を「83,800円」に、「57,000円」を「107,500円」に、「136,000円」を「169,100円」に、「216,000円」を「265,600円」に、「431,000円」を「536,900円」に改め、同表建築基準法第7条第1項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）に関する完了検査の申請に対する検査の部完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「11,000円」を「19,800円」に、「13,000円」を「25,500円」に、「18,000円」を「34,700円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「25,000円」を「49,500円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「41,000円」を「81,400円」に、「54,000円」を「101,200円」に、「125,000円」を「155,100円」に、「205,000円」を「

251,600円」に、「419,000円」を「536,900円」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する検査の部中「15,000円」を「35,400円」に、「10,000円」を「20,200円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する検査の部中「11,000円」を「22,600円」に改める。

第2条第37号の表中「11,000円」を「19,300円」に、「13,000円」を「25,100円」に、「18,000円」を「30,500円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「24,000円」を「39,700円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「38,000円」を「56,100円」に、「52,000円」を「75,500円」に、「114,000円」を「153,100円」に、「182,000円」を「250,800円」に、「374,000円」を「523,000円」に改める。

第2条第38号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の部計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「6,000円」を「10,700円」に、「11,000円」を「20,600円」に、「17,000円」を「34,100円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「22,000円」を「43,900円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「39,000円」を「70,100円」に、「55,000円」を「98,400円」に、「159,000円」を「273,500円」に、「273,000円」を「398,900円」に、「521,000円」を「775,300円」に改め、同項備考に次の1号を加える。

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建

建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。

第2条第38号の表建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の部建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。）の項中「11,000円」を「23,500円」に、「6,000円」を「9,700円」に改め、同部確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の項中「6,000円」を「11,700円」に、「4,000円」を「7,800円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の部中「10,000円」を「21,100円」に、「6,000円」を「9,700円」に改める。

第2条第39号の表建築基準法第18条第16項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）に関する工事の完了の通知に対する検査の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同部工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「12,000円」を「22,000円」に、「15,000円」を「27,800円」に、「19,000円」を「37,200円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「26,000円」を「51,900円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「42,000円」を「83,800円」に、「57,000円」を「107,500円」に、「136,000円」を「169,100円」に、「216,000円」を「265,600円」に、「431,000円」を「536,900円」に改め、同部工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表建築基準法第18条第16項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）に関する工事の完了の通知に対する検査の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同部工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の項中「11,000円」を「

19,800円」に、「13,000円」を「25,500円」に、「18,000円」を「34,700円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「25,000円」を「49,500円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「41,000円」を「81,400円」に、「54,000円」を「101,200円」に、「125,000円」を「155,100円」に、「205,000円」を「251,600円」に、「419,000円」を「536,900円」に改め、同部工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「15,000円」を「35,400円」に、「10,000円」を「20,200円」に改め、同表建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査の部中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「11,000円」を「22,600円」に改める。

第2条第40号の表中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「11,000円」を「19,300円」に、「13,000円」を「25,100円」に、「18,000円」を「30,500円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「24,000円」を「39,700円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「38,000円」を「56,100円」に、「52,000円」を「75,500円」に、「114,000円」を「153,100円」に、「182,000円」を「250,800円」に、「374,000円」を「523,000円」に改める。

第2条第41号の表中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改める。

第2条第43号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に

対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第45号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の項中「（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項一戸建ての住宅の目第1号中「よるもの」の次に「（以下この表及び第45号の表において「誘導仕様基準」という。）」を加え、同目第2号中「以外のも」の次に「（以下この表及び第45号の表において「性能基準」という。）」を加え、同目に次の1号を加える。

- (3) 誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの 次のア又はイに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
- | | | |
|---|----------------|---------|
| ア | 200平方メートル未満のもの | 23,600円 |
| イ | 200平方メートル以上のもの | 26,100円 |

第2条第43号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項共同住宅等の目第1号中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を「誘導仕様基準」に改め、同目第2号中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外の」を「性能基準による」に改め、同目に次の1号を加える。

- (3) 誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの 次のアからエまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 300平方メートル未満のもの 47,300円
- イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 79,700円
- ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,900円
- エ 5,000平方メートル以上のもの 203,100円

第2条第43号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項複合建築物の住宅部分の目第1号ア中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を「誘導仕様基準」に改め、同号イ中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外の」を「性能基準による」に改め、同号に次のように加える。

ウ 誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

- (ア) 200平方メートル未満のもの 23,600円
- (イ) 200平方メートル以上のもの 26,100円

第2条第43号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項複合建築物の住宅部分の目第2号ア中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を「誘導仕様基準」に改め、同号イ中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外の」を「性能基準による」に改め、同号に次のように加える。

ウ 誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの 次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 47,300円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 79,700円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,900円
- (エ) 5,000平方メートル以上のもの 203,100円

第2条第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の款非住宅建築物の全部又は複合建築物の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の項の前に次のように加える。

住宅部分	一戸建ての住宅（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合に限る。）を含む。）	誘導仕様基準によるもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 16,200円 (2) 200平方メートル以上のもの 17,400円
		性能基準によるもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 31,700円 (2) 200平方メートル以上のもの 35,500円
		誘導仕様基準及び性能基準を併用したもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 23,600円 (2) 200平方メートル以上のもの 26,100円
	共同住宅等（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合	誘導仕様基準によるもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 30,500円

	を除く。)を 含む。)	(2) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 52,900円 (3) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの 95,900円 (4) 5,000平方メートル以上 のもの 145,100円
	性能基準によるもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 64,100円 (2) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 107,100円 (3) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの 182,500円 (4) 5,000平方メートル以上 のもの 261,600円
	誘導仕様基準及び性能基準を併用したもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 47,300円 (2) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 79,700円 (3) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの 138,900円 (4) 5,000平方メートル以上 のもの 203,100円

第2条第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同部建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の款非住宅建築物の全部又は複合建築物の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の項省令第1条第1項第1号ロによるものの目中

第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 300 平方メートル未満のもの 17, 400 円

第 2 条第 4 5 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の款非住宅建築物の全部又は複合建築物の非住宅部分の全部を工場，倉庫，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物（以下この表において「工場等」という。）の項省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによるもの以外のものの目中第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 300 平方メートル未満のもの 21, 100 円

第 2 条第 4 5 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の款工場等以外の建築物の項省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによるものの目中第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 300 平方メートル未満のもの 81, 000 円

第 2 条第 4 5 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料の款工場等以外の建築物の項省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによるもの以外のものの目中第 6 号を第 7 号とし，第 1 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 2 号の前に次の 1 号を加える。

(1) 300 平方メートル未満のもの 211, 800 円

第 2 条第 4 5 号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判

定に対する審査の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による国土交通省令で定める軽微な変更の部中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。）の項中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同款認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項住宅部分の目一戸建ての住宅（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合に限る。）を含む。）の節中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を「誘導仕様基準」に、「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外の」を「性能基準による」に改め、同節に次のように加える。

誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 200平方メートル未満のもの 23,600円 (2) 200平方メートル以上のもの 26,100円
-----------------------	--

第2条第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の項住宅部分の目

共同住宅等（複合建築物の住宅部分（単位住戸の数が1である場合を除く。）を含む。）の節中「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)」を「誘導仕様基準」に、「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの以外の」を「性能基準による」に改め、同節に次のように加える。

誘導仕様基準及び性能基準を併用しているもの	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル未満のもの 47,300円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 79,700円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,900円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 203,100円
-----------------------	--

第2条第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の款備考中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の部中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部を削る。

第2条第48号の表以外の部分を次のように改める。

(48) 宅地造成工事計画変更許可申請手数料

第2条第48号の表宅地造成工事許可申請手数料の項を削り、同表宅地造成工事計画変更許可申請手数料の項中「旧法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に改める。

第2条中第50号を第51号とし、第49号を第50号とし、第48号の次に次の1号を加える。

(49) 宅地造成及び特定盛土等規制法中間検査申請手数料

手数料の名称	事務の種類	金額	
中間検査申請手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査（同法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成に関する工事に係るものに限る。）	切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの	1件につき 3,100円
		切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件につき 6,200円
		切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	1件につき 12,400円
		切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	1件につき 24,900円
		切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	1件につき 43,600円
		切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 62,300円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第48号の表の改正規定及び第2条中第50号を第51号とし、第49号を第50号とし、第48号の次に1号を加える改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の八千代市手数料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後にされ

る申請について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

八千代市ふるさと応援基金条例（平成 2 9 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「必要な事業の財源に充てる」を「活用するとともに、寄附金の一部を積み立てて管理運用することで魅力あるまちづくりの円滑な推進を図る」に改める。

第 2 条の見出し中「基金の」を削り、同条第 1 項中「を財源に」を「及び基金を」に、「別表のとおり」を「市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想において将来都市像の実現に向けたものとして掲げる事業」に改め、同条第 2 項中「を財源に」を「及び基金を」に改める。

第 4 条第 1 項中「寄附金の額とする」を「予算で定めるところによる」に改め、同条第 2 項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

ふるさと納税寄附金を同一年度の事業に充当できるようにする等のため、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例
八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八千代市市営住宅管理条例

目次中「市営住宅等の設置」を「市営住宅の設置」に、

「第4章 市立住宅の管理（第47条）

第5章 補則（第48条） を

第6章 罰則（第49条） 」

「第4章 補則（第47条）

第5章 罰則（第48条） に改める。

第1条中「並びに市立住宅（以下「市営住宅等」という。）」を削る。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

「第2章 市営住宅等の設置」を「第2章 市営住宅の設置」に改める。

第3条中「市営住宅等」を「市営住宅」に改める。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 市のホームページへの掲載

第6条第2号ア(ア)中「第2条第4号イ(ア)」を「第2条第3号イ(ア)」に改め、
同号イ中「第2条第4号ウ」を「第2条第3号ウ」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(共益費)

第 2 2 条の 2 市長が定める市営住宅にあつては、市長は、前条第 1 項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため必要と認めるものを共益費として入居者から徴収することができる。

2 前項に規定する共益費の額は、毎年度、市長が別に定める。

3 第 1 6 条及び第 1 7 条の規定は、第 1 項に規定する共益費について準用する。

第 4 章を削る。

第 5 章中第 4 8 条を第 4 7 条とし、同章を第 4 章とする。

第 4 9 条中「市営住宅等」を「市営住宅」に改め、第 6 章中同条を第 4 8 条とし、同章を第 5 章とする。

附則第 1 項中「（第 8 項において準用する場合を含む。）」を削る。

附則中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 1 0 項を第 9 項とする。

別表八千代市市立まつわ団地の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（八千代市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

2 八千代市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 9 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部八千代市市営住宅等入居者選考委員会の項中「八千代市市営住宅等入居者選考委員会」を「八千代市市営住宅入居者選考委員会」に改め、「及び市立住宅」を削る。

（八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 4 9 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「市営住宅等入居者選考委員会」を「市営住宅入居者選考委員会」に改める。

（八千代市市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の一部改正）

4 八千代市市営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成 2 4 年八千代

市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「八千代市市営住宅等管理条例」を「八千代市市営住宅管理条例」に改める。

(八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 5 八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年八千代市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部八千代市市営住宅等管理条例(平成9年八千代市条例第26号)による市立住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

別表第2八千代市市営住宅等管理条例による市立住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

提案理由

市立まつわ団地の用途を廃止する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 6 号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「の排水区域等は、次のとおり」を「は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の事業計画に基づき実施するもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公共下水道事業の運営において、下水道法に基づき定める事業計画によることとするため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号

八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成 2 4 年八千代市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正
する。

第 1 5 2 条第 1 3 項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」
に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 八千代市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年八千代市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条」に改める。

第 5 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前項」を「第 1 項」に

改め、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年八千代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 9 号

八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市下水道条例の一部を改正する条例
八千代市下水道条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 4 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 9 条の 3 第 1 項第 7 号中「第 6 条第 4 号」を「第 6 条第 5 号」に、「大腸
菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 3 第 1 項第
7 号の改正規定（「第 6 条第 4 号」を「第 6 条第 5 号」に改める部分に限る。
）は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 1 0 号 令和 6 年度八千代市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 1 1 号 令和 6 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 2 号 令和 6 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 号 令和 6 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 4 号 令和 7 年度八千代市一般会計予算

議案第 1 5 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 16 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 18 号 令和 7 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 19 号 令和 7 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 20 号 令和 7 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第 21 号

議決事件の一部変更について

令和元年 8 月 27 日に議決された議案第 20 号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 2, 379, 031, 129 円

変更後 2, 514, 287, 129 円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備 P F I 事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 2 2 号

議決事件の一部変更について

令和 3 年 7 月 6 日に議決された議案第 1 5 号契約の締結について（村上橋補修工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 4 7 2 , 2 3 2 , 2 0 0 円

変更後 4 7 5 , 8 4 2 , 4 0 0 円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，村上橋補修工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 23 号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

1 公の施設の名称

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センター

2 指定管理者となる団体

オーエンス・アイルグループ

代表者 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

構成員 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 18 号

アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役 町 田 哲 雄

3 指定の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

八千代ふるさとステーション及びやちよ農業交流センターの指定管理者について、オーエンス・アイルグループを指定いたしたい。

議案第 24 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

八千代市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 足 立 順 子

住 所 千葉県浦安市舞浜

提案理由

令和 7 年 7 月 9 日付けで任期満了となることに伴い、次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年2月19日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 三橋洋子
住所 千葉県八千代市八千代台北

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 楠 ゆかり
住 所 千葉県八千代市高津